

【報告要旨】国際契約法制部会第2報告

デジタル通貨のグローバルガバナンスと経済安全保障

下田知行

デジタル通貨の概念を巡っては、意図的なものを含めて、様々な混同と混乱がみられる。そもそも、「通貨」に関する法的定義と経済学の理解は大きく乖離している。日本で通貨法（「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」）による規整の射程は日本銀行券と貨幣に限られるが、経済学ではこれら「狭義の通貨」に加え、準備預金や民間銀行の預金通貨を含む。準備預金は中央銀行債務という点で銀行券と同一であるし、民間銀行の預金通貨は銀行に対する厳格な規制・監督と引き換えに中央銀行債務との等価性（民間銀行の信用リスクを負担しているため同一ではない）が認められている。ATM で銀行預金を引き落として銀行券を取得する行為はこの等価性を表現したものだ。

デジタル通貨とは文字通り通貨をデジタル化したものだが、デジタル化とは通貨が表象する財産権や経済的価値をデータとして扱うことで流通性や譲渡性を高めることと言ってよい。有体物である銀行券や貨幣をデータに置き換えることはデジタル通貨の発行とみなされるだろうが、準備預金や民間銀行の預金通貨はもともとデータである。すると、デジタル通貨とは狭義の通貨をデジタル化した中央銀行デジタル通貨（CBDC）に限られるのだろうか。現実には、CBDC として上記の一般利用型（リテール）CBDC のほか、元々データである準備預金をデジタル通貨として扱うホールセール型 CBDC（wCBDC）もあるとされる。では元々データである準備預金が wCBDC になることで何が変わるのだろうか。

CBDC の発行を中央銀行の独立性と結びつける議論がみられるが、全く理解できない。そもそも銀行券の発行は金融政策の目標でも手段でもない。（狭義の）通貨制度はどの国でも国の信用を裏付ける法制度そのものであり、中央銀行が独立性を盾に立法権を override しようとする議論は寡聞にして知らない。すると CBDC と中央銀行の独立性を結び付ける議論は「wCBDC が中央銀行の独立性を compromise するか」になるが、これは再び「元々データである準備預金が wCBDC になることで何が変わるのか」という議論に収斂する。

自国通貨が国民に信頼されていない国では国際通貨（主としてドル）が自国通貨より流通する dollarization が起きる。これは通貨の一般受容性の問題である。自国通貨に法定通貨として強制通用力を持たせたとしても一般受容性は法ではなく経済の問題である。一般利用型 CBDC が他国通貨の流通を促すかは一般受容性の問題として成立する。実際、現在でもデジタル人民元は日本でも入手できるが、決済手段として使える場所がないため流通していないだけだ。CBDC と経済安全保障はここで結びつく。では wCBDC はどうだろうか。

昨夏に上梓した「中央銀行デジタル通貨（CBDC）がよくわかる本」（秀和システム）は民間デジタル通貨を含め、こうした混同・混乱した議論の交通整理を試みている。本報告ではその整理の概略をお示ししたい。